

現在、雇用保険の基本手当等を受給している皆様へ

3月18日以降の給付は改定後の給付額でお支払いします (3月17日以前に受給した方に対する再計算後のお支払いも順次行います)

毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについては、御迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。厚生労働省一同、信頼回復に全力で取り組みます。

このたび、この問題の影響で給付額が低く支給されている方に対しては、**3月18日以降を支給対象期間とする給付**については、改定後の給付額でお支払いを開始致します。

また、**3月17日以前を支給対象期間とする給付**についても、給付額を再計算のうえ、順次追加のお支払いを行ってまいります。その中でも失業中の方等、お支払いが必要な方から再計算後の給付額のお支払いを行います。

3月1-8日が認定日の方は基本手当日額は変更となりません※

失業の認定は認定日の前日までの期間に失業していることを確認します。つまり、**3月1-8日が認定日の方は3月17日までの期間が失業認定の期間となりますので、基本手当日額に変更はございません。**3月18日が認定日の方は次回以降の認定を受ける際に基本手当日額が変更となる可能性が有ります。

支給対象期間	
例) 3月18日認定日	→ 2月18日 ~ 3月17日 支給金額に変更無し
4月15日認定日	→ 3月18日 ~ 4月14日 支給金額に変更の可能性有り

※就職申告を行う場合等で来所された一部の方は、基本手当日額が変更となる場合がございます。

失業中の方等を対象とする追加給付対象手当

基本手当（各種延長給付を含む）、傷病手当、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、教育訓練支援給付金

※ 高年齢求職者給付金・特例一時金・育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付については、別途お知らせします。

追加して支払われる給付額の目安

お支払い済み分に対する追加の支給は、不足していた「差額」が現在の価値に見合う額となるよう、加算した額を加えてお支払いします。

【計算式の例（基本手当の場合）】

- ① 改定後の基本手当日額 - 改定前の基本手当日額 = 給付差額
- ② 給付差額 × 過去受給日数 = 給付差額計
- ③ 給付差額計 × 加算利率 = 加算額
- ④ 給付差額計 + 加算額 = 追加の給付額

- ① 改定後の基本手当日額から、改定前の基本手当日額を差し引きます。
- ② ①で算出した差額に、過去の受給日数を掛けます。
- ③ ②で算出した差額合計に加算利率を掛けます。
- ④ ②と③で算出した額を合計して、お支払いします。

※ 雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな目安額を算出する簡易計算ツールを厚生労働省ホームページに創設致しますのでご参照下さい。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/tuikakyuuho_kanimeyasukeisan.html

※ 左記の計算は追加の給付額の目安です。各年の8月1日～7月末ごとに実際の追加の給付額が若干異なる場合がありますのでご了承ください。

追加してお支払いする額の確認方法と対象となる方 → 次ページ以降をご参照ください。



基本手当日額の変更に伴い追加してお支払いする額の確認方法

～離職時の年齢が30歳～44歳以下、離職時の月給が約36万円(賃金日額12,000円)の方の場合～

基本手当日額は、「雇用保険受給資格者証第1及び3面」でご確認いただけます。

雇用保険受給資格者証第1面

1.支給番号	2.氏名	
19-000000-1	コウロウ タロウ	
16. 求職申込年月日	17.認定日	18.受給期間満了
310114	2-月	311231
19.基本手当日額	20.所定給付日数	21.通算被保険者期間
6,104	180	050000

雇用保険受給資格者証第3面

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0211	19-000000-1		コウロウ タロウ			
2		待期満了 待期満了日		310120			
3	0211	310121-0210	21	基本手当	¥128,184	159	
4	0311	310211-0310	28	基本手当	¥170,912	131	
5	0408	310311-0317	7	基本手当	42,728	124	
6		310318-0407	21	基本手当	128,289	103	
7				合計支給額	¥171,017		
9		基本手当日額が変更となりました		(新基本手当日額	¥6,109)		

- ① 6,109 (改定後の基本手当日額) - 6,104 (改定前の基本手当日額) = 5 (給付差額)
- ② 5 (給付差額) × 56 (3月17日以前の受給日数) = 280 (給付差額計)
- ③ 280 (給付差額計) × 0.01 (加算利率) = 2.8 (加算額) (端数切り捨て)
- ④ 280 (給付差額計) + 2 (加算額) = **282円 (追加してお支払いする給付額計)**

3月18日以降、基本手当日額に変更が生じない方(受給資格者証に新基本手当日額が印字されない方)は追加給付は原則発生しません※

※ 平成30年7月31日以前に支給がある等の場合は、追加給付が生じる場合がございます。

追加して支払われる給付のスケジュールについて

現在受給中の方の同受給資格にかかる3月17日以前の追加給付

⇒4～6月頃にかけて順次追加してお支払いを行います。

上記以外の給付を過去に受給されていた方の追加給付

⇒10月以降に追加給付を行う旨をお知らせし、11月以降追加してお支払いを行います。

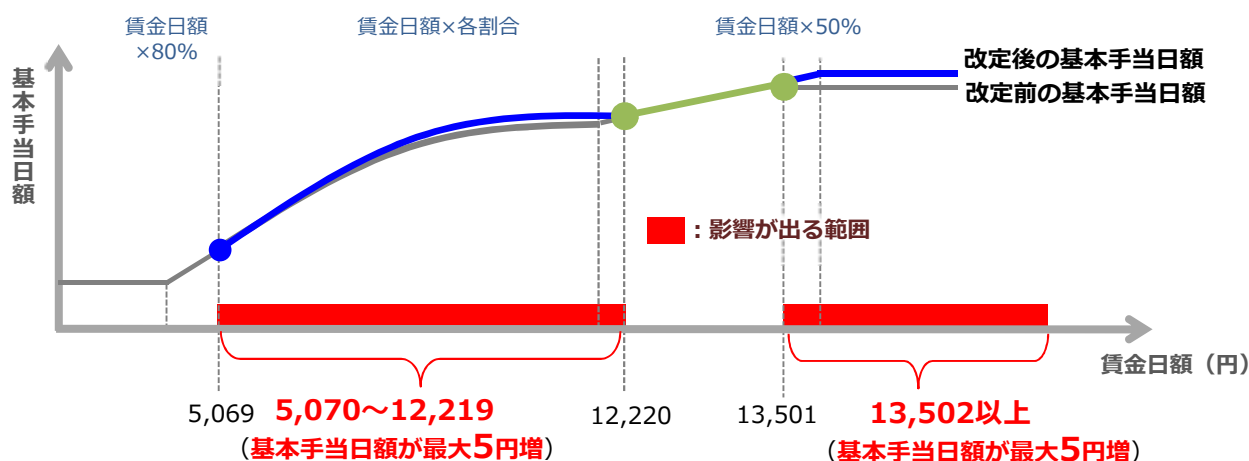
年齢別基本手当日額への影響 ～ H30.8.1以降の基本手当の場合 ～

3月18日以降の支給に影響が出る方は、

①29歳以下、②30～44歳、③45～59歳、④60～64歳と年齢別に異なります。
ご自身が対象となるかどうかは、該当する年齢区分の図をご参照ください。

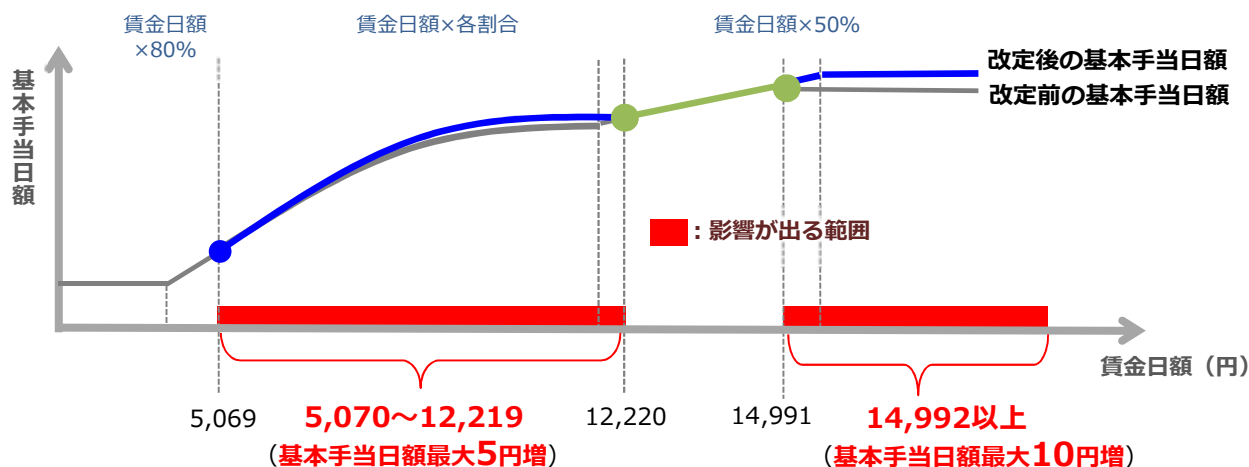
パターン① 離職時の年齢が**29歳**以下（離職時の年齢が65歳以上の方も同様）

- ・賃金日額が5,069円以下の方は基本手当日額に影響なし
 - ・賃金日額が5,070円～12,219円の方については基本手当日額が最大で5円増額※
 - ・賃金日額が12,220円～13,501円の方については基本手当日額に影響なし
 - ・賃金日額が13,502円以上の方は基本手当日額が最大で5円増額（13,510円以上は一律5円増額）
- ※端数計算により、変更がない場合あり



パターン② 離職時の年齢が**30歳～44歳**

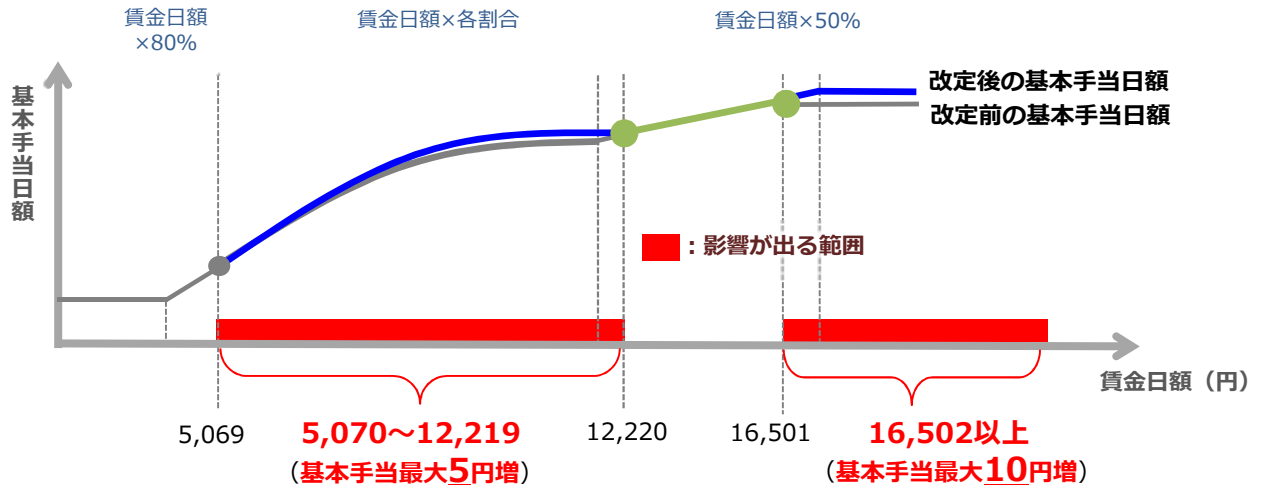
- ・賃金日額が5,069円以下の方は基本手当日額に影響なし
 - ・賃金日額が5,070円～12,219円の方については基本手当日額が最大で5円増額※
 - ・賃金日額が12,220円～14,991円の方は基本手当日額に影響なし
 - ・賃金日額が14,992円以上の方は基本手当日額が最大で10円増額（15,010円以上は一律10円増額）
- ※端数計算により、変更がない場合あり



パターン③ 離職時の年齢が**45歳～59歳**

- ・賃金日額が5,069円以下の方は基本手当日額に影響なし
- ・賃金日額が5,070円～12,219円の方については基本手当日額が最大で5円増額※
- ・賃金日額が12,220円～16,501円の方については基本手当日額に影響なし
- ・賃金日額が16,502円以上の方は基本手当日額が最大で10円増額（16,520円以上は一律10円増額）

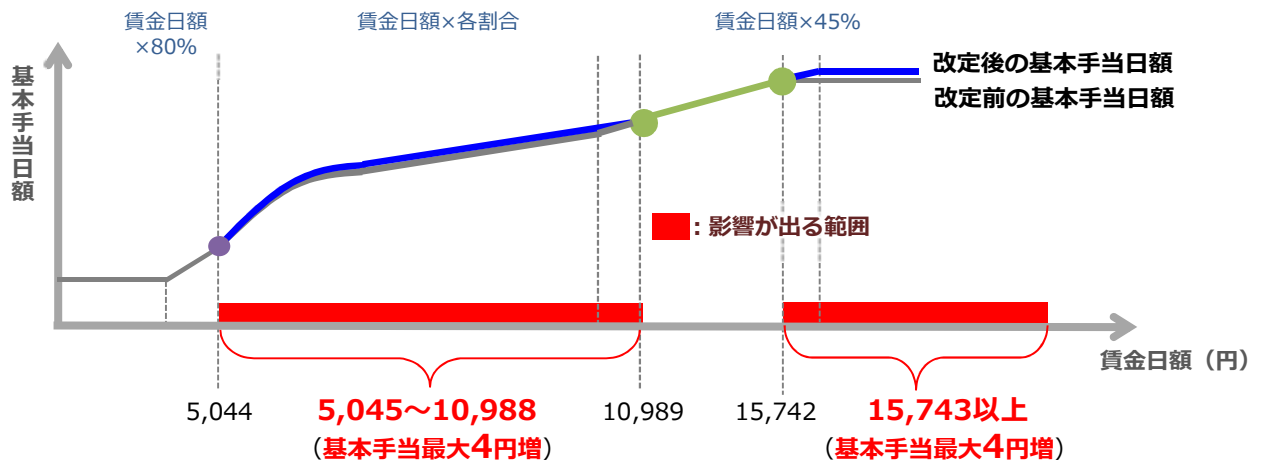
※端数計算により、変更がない場合あり



パターン④ 離職時の年齢が**60歳～64歳**

- ・賃金日額が5,044円以下の方は基本手当日額に影響なし
- ・賃金日額が5,045円～10,988円の方については基本手当日額が最大で4円増額※
- ・賃金日額が10,989円～15,742円の方については基本手当日額に影響なし
- ・賃金日額が15,743円以上の方は基本手当日額が最大で4円増額（15,749円以上は一律4円増額）

※端数計算により、変更がない場合あり



雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな目安額を算出する簡易計算ツールを厚労省ホームページに創設致しますのでご参照下さい。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/tuikakyuu_hu_kanimeyasukeisan.html